

## 令和5年度 第4回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

### 1 日 時

令和5年8月28日(月)午前9時53分～10時20分

### 2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

### 3 出席者 (五十音順)

公益代表委員 古賀、橋口、三島、宮川、森部  
労働者代表委員 今村、鎌田、重黒木、中川、田中  
使用者代表委員 河野、酒匂、中原、野口、久富  
事 務 局 坂根労働局長、吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、宮崎室長補佐

### 4 議事内容

#### 【室長補佐】

ただ今から第4回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、15名全員の委員の皆様にご出席いただいております。従いまして、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

最初に本日の議事録の確認は田中委員と中原委員をお願いします。それでは、以後の議事につきましては、橋口会長にお願いしたいと思います。

#### 【橋口会長】

おはようございます。よろしくお願いいたします。

本日の議事に関しましては、会次第のとおり3つの議題に係る審議を予定しておりますが、「異議申出の審議」については、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項ただし書き「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されることから、議事は、非公開とします。

では、まず議題1の「異議申出に関する審議について」審議を行いたいと思います。

異議の申出があったということですので、局長より諮問を受けたいと思います。

<局長から会長へ諮問文を交付>

#### 【橋口会長】

ただいま、異議申出の審議に関する諮問をいただきました。

異議申出の諮問文の写しを配付しますので、確認をお願いします。

<事務局 諮問文写しを配付>

#### 【橋口会長】

それでは、異議申出に対する審議に入りたいと思います。

配付資料に異議申出書の写しが添付されておりますので、事務局から経緯等の説明をお願いし

ます。

【賃金室長】

宮崎県最低賃金決定にかかる答申につきまして、法令に基づきその要旨を公示しましたところ、資料 17 頁の資料 7 のとおり、8 月 23 日付けで宮崎県労働組合総連合から異議の申出がございました。

この異議申出について、審議をお願いするため、先ほど局長から諮問をさせていただいたところでございます。

その他の労使団体からは、意見は出ておりません。事務局からの説明は以上でございます。

【橋口会長】

異議申出書については、事前の配付もあったかと思いますが、確認していただいてよろしいでしょうか。

(各委員異議申出書内容確認)

異議申出について、皆さんご確認いただきましたでしょうか。この件について、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

【橋口会長】

それでは、今回 1 件のみということになっておりますが、本件異議申出の取扱いについて、お諮りをしたいと思います。

8 月 10 日付けの「宮崎県最低賃金の改正決定についての答申」については、当審議会において十分調査審議を尽くしたものであります。

また、特に、今回の申出は、県労連さんからの申出であります。その趣旨とほぼ同じ内容の意見書等も踏まえて、丁寧な審議を行ったところです。

よって、今回申出のあった異議は労働者の立場からの申出でありましたけれども、棄却することと致したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長】

棄却とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、異議申出に対する答申(案)を取りまとめたいと思います。

事務局が答申(案)を作成しますので、しばらくお待ちください。

<事務局 答申(案)を作成・配付>

【橋口会長】

ただいま事務局から異議申出についての答申(案)が配付されましたので、事務局は朗読をお願い

いします。

<事務局 答申案を朗読>

【橋口会長】

ただ今の異議申出についての答申(案)について、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

ご意見がないようですので、ご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長】

この異議申出についての答申(案)は、ただいま全会一致で採択されましたので、局長に答申したいと思います。

<会長から局長に異議申出についての答申文を交付>

【橋口会長】

では、本年度の宮崎県最低賃金の発効日について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

地域別最低賃金は、本日、官報公示の手続きを行い、9月6日に掲載される予定となっております。官報に掲載後30日を経過した10月6日が発効日となります。

なお、8月18日に令和5年度における全国すべての答申が出そろいました。配付資料の13頁に厚生労働省のプレスリリース資料を添付しております。

令和5年度地方最低賃金審議会の答申のポイントとして、39円から47円の引き上げとなり、特にCランクの県において目安を上回る大幅な引き上げとなっております。

改定額の全国加重平均としては1,004円であり、全国加重平均額43円の引き上げは過去最高となっております。また、最高額と最低額の比率は80.2%であり、昨年の79.6%から改善されており、9年連続の改善となっております。

説明は以上です。

【橋口会長】

続きまして、議題2の「検討小委員会報告について」の審議に入りたいと思います。

まず、はじめに、特定最低賃金検討小委員会で、「特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について」結論が出されております。検討小委員会の座長をお務めいただきました三島委員から報告をお願いいたします。

【三島委員】

三島の方から報告させていただきます。

配付資料の9頁から12頁までが報告文の写しですので、確認いただきながら、お聞きいただければと思います。

検討小委員会は今月16日、18日の2回にわたって開催し、労使委員、それぞれによる意見が交わされました。結論としては、報告文のとおり『自動車新車小売業』については『金額改正の必要性あり』ということで合意に達しました。

一方で、『肉・乳製品製造業』、『電気機械器具等製造業』、『各種商品小売業』につきましては『金額改正の必要性はない』との結論となりました。結論をとりまとめるに当たり、検討小委員会、各委員のご協力に感謝申し上げます。

以上、検討小委員会の報告とさせていただきます。

【橋口会長】

ただいまの検討小委員会報告について、何かご発言はありませんか。

(意見なし)

【橋口会長】

特にご発言がないようですので、この検討小委員会報告をもとに、当審議会として、改正の必要性についての答申を取りまとめたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

<事務局 答申(案)作成・配付>

【橋口会長】

それでは、事務局から、答申(案)の朗読をお願いします。

<事務局 答申案を朗読>

【橋口会長】

ただいまの答申(案)について何かご意見はありませんか。

(意見なし)

【橋口会長】

ご意見がないようでしたら、ご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長】

この改正の必要性についての答申案は全会一致で採決されました。  
局長に答申したいと思います。

<会長から答申文を局長に交付>

【橋口会長】

それでは、次の議題3の「特定(産業別)最低賃金の改正について」の審議に入りたいと思います。

さきほど、局長に「改正の必要性について答申」しましたので、金額改正の諮問をいただくこととなります。

事務局は、諮問文の写しを各委員へ配付をお願いします。

<事務局 諮問文と写しを作成、各委員へ写しを配付>

【橋口会長】

それでは、局長から諮問をお受けしたいと思います。

<局長から会長へ諮問文を交付>

【橋口会長】

ただ今、金額改正決定について諮問がございました。

諮問の内容は事務局から配付された諮問文写しのとおりでございますので、確認願います。

【橋口会長】

特定最賃の金額改正につきまして、専門部会を設置し、審議をお願いすることとしたいと思います。

また、添付資料の7頁にございますが、審議会令第6条第5項の適用については、特定最賃専門部会についても適用されることを第2回審議会です承いいただいております。

従いまして、専門部会で改正金額が全会一致となった場合には、本審答申と同一効果を有し、本審を省略できることをご確認いただきたいと思います。

【橋口会長】

それでは、審議会終了に当たり局長からご挨拶がございます。

【労働局長】

本日は、大変お忙しい中、第4回宮崎地方最低審議会にご出席いただき、ご審議を賜りましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

まず、最初に8月10日付けの宮崎県最低賃金改正決定の答申における付帯決議への対応についてですが、制度改正等に関する事項もありましたので、8月18日付けで厚生労働大臣に上申しております。

また、8月31日には宮崎県に対して、中小企業・小規模事業場に対する各種支援策の拡充・新設を求める要請書を私から直接交付することをご報告申し上げます。

次に「業務改善助成金」についてですが、厚生労働省では、中央最低賃金審議会の答申を踏まえ、最低賃金引上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者の方々が活用しやすくなるよう、対象事業場の拡大、事業場規模50人未満の事業者について賃金引き上げ後の事後申請を可能とす

るなど拡充を予定しております。詳細については、後日、情報提供させていただきます。

宮崎労働局といたしましては、改正後の宮崎県最低賃金及び業務改善助成金等各種支援策の周知、活用促進などに局をあげて取り組んでまいりますので、委員の皆様方におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日は「特定最低賃金の改正の必要性の有無について」答申をいただき、自動車(新車)小売業について「必要性あり」とのご判断を頂きましたので、今後、専門部会におきまして、具体的な金額のご審議をしていただくこととなります。宮崎県最低賃金と同様、困難な審議が予想され、ご苦勞をおかけすることとなりますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以上、お願いばかりで大変恐縮でございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

【橋口会長】

それでは、これで第4回宮崎地方最低賃金審議会を終了します。

本日の議事に関しましては、議事録については、全部公開とすることとします。

議事録の確認は、冒頭の事務局説明のとおり、田中委員と中原委員にお願いします。

本日の会議は、これで終わりたいと思いますが、本日の会議記録につきましては、議事録を作成します。

本日はお疲れ様でした。

会 長

\_\_\_\_\_  
労働者側代表委員

\_\_\_\_\_  
使用者側代表委員